

# 第3期吉岡町教育振興基本計画

(令和4年度～令和8年度)

吉岡町教育委員会

## I 計画改訂の趣旨

吉岡町では、平成18年12月に改正された教育基本法に基づき、本町の教育振興施策を総合的かつ計画的に推進するために第5次吉岡町総合計画を基底とした『第1期吉岡町教育振興基本計画（平成24年度～平成28年度）』を平成23年度に、また、平成28年度にはその次期計画となる『第2期吉岡町教育振興基本計画（平成29年度～平成33年度）』をそれぞれ策定しました。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正を踏まえ、町長と教育委員会が協議を行う場である「総合教育会議」を平成27年度に設置し、同会議の協議を経て、策定済みの「吉岡町教育振興基本計画」を町の「教育大綱」としております。

この度、「第2期吉岡町教育振興基本計画」の計画期間が終了すること、さらに学校教育・生涯学習を含め住民を取り巻く社会情勢が大きく急速に変化している中で、吉岡町では、令和4年3月に今後10年間のまちづくりの指針となる「第6次吉岡町総合計画」を策定し、その中で教育・文化においては、「学びのまち・吉岡」を基本目標とし、行政として取り組むべき施策の体系を明らかにしました。

### 10年後に目指す基本目標(施策の大綱)

#### 紡ぐ3、「学びのまち・吉岡」の推進

- ・すべての子どもたちの可能性を引き出す「個別最適な学び」と「協働的な学び」が実現できるよう、教育の人的・物的環境を整備し、子育て世帯に選ばれる教育のまちづくりを推進します。
- ・住民一人ひとりが持つ文化・スポーツの技能等を活用し、生涯学習・生涯スポーツの活性化を図るとともに、郷土に学び郷土を知る取組を進めます。
- ・多文化共生の時代にあって、差別や偏見のない、ダイバーシティのまちづくりを進めます。

(第6次吉岡町総合計画より抜粋)

令和3年度に開催された総合教育会議において、今後の吉岡町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めた教育大綱を策定しました。

それを踏まえ、町教育委員会では「教育大綱」に掲げた基本理念及び基本方針に掲げた教育振興施策を総合的かつ計画的に推進するため、ここに「第3期吉岡町教育振興基本計画」を策定したものです。

## II 教育の基本理念と基本方針

### 【基本理念】

- 優れた知性や豊かな人間性はもとより、答えが一つに定まらない社会において課題解決に向けて自ら考え、多様な人々と協働することなど、予測困難な社会を主体的に生き抜く力を身に付け、新たな価値を創造できる、心身ともにたくましい人材を育成します。
- 住民一人ひとりが、生涯を通じて、多様な人々と連携・協働しながら、自らの個性や能力を生かして、いきいきとした人生を築くため、自らの意思で学び続けられる「学びの環境づくり」を進めます。

### 【基本方針】

#### ① 学校教育の充実

将来のまちづくりを担う子どもたち一人ひとりが輝き、健やかに成長できるよう、学校・家庭・地域社会の連携・協働のもと、多様な学習活動を進めるとともに、導入したICT機器の活用を図ることにより、基礎的・基本的な知識や技能を習得し、自ら課題を解決する力を育む学校教育の充実をめざします。

#### ② 生涯学習・社会教育の推進

住民のニーズに応じた学習機会を提供するとともに、その学習の成果を生かすことができる社会教育活動を推進します。

家庭・地域・行政が連携し、遊びやスポーツ等、子どもたちが様々な体験活動を通して人間力や社会力を高めることができるような取り組みを進めます。

### ③ 文化・スポーツの振興

町の歴史・伝統文化の保全と活用を図るとともに、住民が生涯を通じて気軽に文化・芸術やスポーツ・レクリエーションを楽しみ、交流することにより、体力の向上や文化・スポーツ活動の推進に取り組みます。

(吉岡町教育大綱より)

## Ⅲ. 対象期間と教育基本計画の位置づけ

教育振興基本計画は、吉岡町における教育施策の根本となる教育大綱に掲げた基本理念の具体化に向けた教育施策等を詳細に示しています。

よって、本計画の計画期間は、教育大綱と同じく令和4（2022）年度から令和8（2026）年度の5年間とします。

## Ⅳ. 基本計画

### 1 学校教育の充実

#### (1) 学校教育環境の整備

##### ① 学校教育施設の整備・充実

個別施設計画や増加傾向にある児童・生徒数の動向等を踏まえ、より快適な学校生活環境の実現のため、教育施設の整備や維持補修に努めます。また、老朽化した学校給食センターの建て替えに向けた取組を着実に進めます。

##### ② ICT環境の整備と充実

国のGIGAスクール構想に連動した吉岡町の「HiBALIプラン」※を常にバージョンアップするために、活用の現状と将来を見通しながらICT機器や学習支援ソフトの計画的な整備・更新を進めます。

授業や家庭学習においてICT環境を日常的に活用することで、小中学校における「個別最適な学び」と「協働的な学び」を実現します。

※Hill-town Basis toward the Active Learning Innovation＝『主体的・対話的で深い学びの改革に向けた丘の手タウン吉岡町の教育基本構想』

##### ③ 学校運営協議会の充実と地域に開かれた学校づくり

「吉岡町学校運営協議会」を充実・活性化させ、協議会での議論を各学校の運営に生かせるようにするとともに、「地域学校協働センター」の活動の充実を図ります。

#### (2) 確かな学力の定着を図る学校教育の推進

##### ① ICT環境を活用した新しい時代の教育の実践

整備されたICT環境を活用して学習意欲の向上を図るとともに、意見・考えの交流や学習内容の自己確認、個々の理解度を知ることができるようにします。また、児童・生徒がそれぞれの学習進度に合わせた学習を自ら実行できるよう学習支援ソフトの活用を図ります。

##### ② きめ細かな指導の実現

「きめ細かな指導」を実現するため、児童生徒一人ひとりに指導が行き届くようマイタウンティーチャーを配置します。

##### ③ 特別支援教育の充実

障がいがある子どもに対し、個別の教育的ニーズに応じて幼児期から義務教育終了までの一貫した適切な指導や支援を行うため、保育所・認定こども園・小中学校・関係行政機関との連携を図ります。

また、小中学校において対象者に適切な支援を行うため、特別支援学級に学習や学校生活の補助を行う学級補助員を配置します。

#### ④ 読書活動の充実

学校図書館資料の充実を図るとともに、各学校の読書活動と図書館利用が一層活発になるよう学校図書司書補助員を配置します。

#### ⑤ 英語教育の推進

語学学習や国際理解教育を進めることを目的として、英語を母国語または公用語とするA L T（外国語指導助手）を各校に1人ずつ配置します。

また、小学校中学年の「外国語活動」や低学年の課外で実施する『英語に親しむ活動』において担任が行う授業を補助するため、英語に堪能な日本人の外国語活動指導助手を配置します。

### (3) 豊かな人間性と健やかな身体を培う教育の推進

#### ① 基本的な生活習慣の確立と感染症対策の徹底

早寝早起き朝ごはんなど基本的な生活習慣の確立を図り、学校保健充実のための条件整備を進めます。各種感染症への罹患や食中毒を防止するため、手洗いや手指の消毒を習慣化するとともに、自らの体調の管理や感染防止対応能力の向上を図るとともに、学習環境における感染症対策を徹底するため物的・人的支援を行います。

#### ② 豊かな心と規範意識を身に付けた児童・生徒の育成

「特別の教科 道徳」をはじめ各教科の授業や特別活動など全ての教育活動を通じて、思いやりのある心・感動する心を持ち、物事を自ら正しく判断・行動することのできる児童・生徒の育成を目指します。

また、教職員自らが人権感覚を磨くとともに、児童・生徒が日常の学校生活や人権週間を通して人権尊重の精神を身に付けることにより、暴力やいじめを許さない学校づくりに努めます。

#### ③ 福祉教育・環境教育の推進

障がいに対する教職員の理解を深めるとともに、児童・生徒が高齢者や障がいのある人への理解を深められるよう福祉教育を進めます。

また、自然体験活動などに参加できる機会を設け、奉仕的な活動を大切にすることを学ばせるとともに、ごみの分別やりサイクルなどの身近な環境問題に関する理解を深め、自己有用感の向上と持続可能な社会を生きることについて考えようとする態度を育てます。

#### ④ 食育活動の推進

吉岡町食育推進計画をふまえ、学校給食センター、栄養教諭と学校・関係機関の連携を図り、児童・生徒及び保護者に対する啓発等の食育活動を推進します。

#### ⑤ 安全教育の推進

登下校時をはじめ、生活のあらゆる場面で、『自分の安全は自分で守る』という意識を深め、必要や知識と技術を身に付けられるよう、交通安全・防犯・防災教育の充実に努めます。

併せて、小学校に見守り指導員を配置し児童の安全を確保するとともに、学校外で児童・生徒を見守り、安全を確保する地域ボランティア活動や安全協力の家の依頼など、地域との協力を図ります。

#### ⑥ キャリア教育の充実

小学校から中学校までの9年間の自分を見つめるためのキャリアパスポートの効果的な活用を進めるとともに、生徒が自らの将来を考え、適切な進路選択ができるよう職業に関する学習の充実など、「キャリア教育」の推進を図ります。

#### (4) 子どもたちの健やかな成長を支援する取組

##### ① 心の安定を図る支援の充実

学校では、スクールカウンセラーを活用した相談体制の整備や児童生徒が自己肯定感を高める教育活動を展開するとともに、自らの辛さ・悩みを他に伝えやすい環境づくりや自殺予防対策としてSOSの出し方教育を行うなど、全ての子どもが楽しく健全に成長できるような取組を進めます。

不登校対策の更なる充実、ヤングケアラーへの支援、家庭における虐待の防止等、子どもが安心して学習できる環境づくりを進めるため、関係機関等と連携した取組を行います。

##### ② 保護者負担の軽減

準要保護児童生徒への就学援助や特別支援学級就学援助費、特別支援学校就学援助費等、経済的な理由によって就学が困難と認められる児童生徒の保護者や障がいのある児童生徒がいる世帯の経済的負担を軽減するための取組を実施します。

また、給食費の一部補助や学習支援ソフト使用料の町負担等、町立学校に通う児童生徒の保護者の教育費の負担軽減に取り組みます。

#### (5) 学校運営への支援

##### ① 校務負担軽減のための支援と施策

教職員の多忙化解消の観点から教職員の事務をサポートする町費職員を配置するとともに、教員の働き方改革等を踏まえた部活動の今後の在り方について検討し、地域社会と連携した取組を進められるよう準備を始めます。

休日の中学校部活動について地域移行への仕組みづくりに向けた検討を行います。

##### ② 教職員の指導力の向上と服務規律の確保

学力向上のための授業改善の研究や教育相談の理論と技法の修得などを進めるとともに、変化する教育課題に柔軟に対応できる資質を高めるため、町立小中学校教職員の全体研修会などを実施します。

また、教職員は信頼される学校づくりの基盤であることを意識するとともに、教職員が「吉岡町の職員である」という自覚を持ち続けられるよう、月例の校長会等で毎回確認しあうなど、服務規律の保持に努めます。

#### (6) 幼児教育との連携

##### ① 幼児教育との連携

幼児が小学校に就学するにあたり学校生活にスムーズに適応できるよう、保育所・認定こども園、小学校と中学校の適切な連携を図ります。

## 2 生涯学習・社会教育の推進

### (1) 生涯学習の充実

#### ① 文化センター施設・設備の改修・改善

文化センターは施設・設備の老朽化が進み、修繕や改善を必要とする箇所が年々増加していることから、個別施設計画に基づき、計画的な維持補修を進めます。

#### ② 住民参加の学習講座の開設

地域人材の知識や技術を生かした講座を開設して、地域住民の受講を募ることにより、教えることや学ぶことを通して、生きがいづくりを推進し、併せて学習機会の拡充と人材の育成活用を図ります。

### ③ 文化センターの活用推進

芸術文化に関する住民ニーズに応じた芸術鑑賞ができる場であるとともに、文化協会をはじめ各種文化サークルが活動の成果を発表する場でもある文化センターの活用を図ります。

### ④ 自主グループの育成

住民が生涯にわたって学びをはじめとしたさまざまな取組を進められるよう、各種教室講座などの参加者をもとにした自主グループの育成を図ります。

## (2) 地域社会の変化に対応する社会教育の推進

### ① 各年齢層に対応した学習機会の提供

子どもから高齢者まで各年代を対象にした魅力ある講座や地域活動等に生かすことができる教室などを企画し、広く住民に対し学習機会を提供します。

### ② 図書館活動の充実と読書推進

図書館活動の充実を図るとともに図書館ボランティアの協力による読み聞かせなどの読書推進活動を進めます。

### ③ 社会教育活動の推進

地域の課題解決や地域の活性化、住民の絆づくりにつなげるとともに、個人のニーズや社会の要請にこたえ地域住民一人一人が持つ資質や能力を高めることができる社会教育活動の推進に取り組みます。

## (3) 青少年健全育成の推進

### ① 青少年活動と地域が支える健全育成

地域の催しへのボランティア参加を推奨するとともに、子どもたちが主体的にかかわる活動の充実や、青少年が参加しやすい文化・スポーツ活動などの機会創出を通して、青少年の社会参加を促進し、もって青少年の健全な育成を図ります。

また、社会から青少年に対して悪影響を及ぼす要因を取り除くため、家庭や学校、地域社会が一体となって、青少年の健全育成活動を支援します。

## (4) 人権教育の推進

### ① 人権教育啓発資料の作成と学習機会の提供

人権を尊重し、お互いに認め合う心を育て、一人一人が尊重される差別や偏見のないまちづくりを目指すために、人権発表会や人権作文集とともに、人権に関わる研修等を通して住民の人権意識の高揚に努めます。

## 3 文化・スポーツ

### (1) 伝統文化の保存と活用

#### ① 文化財の保護と活用

町内の文化財や歴史資産を後世に伝えるため、文化財・歴史資産・地域資源の保護・保存に取り組みます。

文化財センターを拠点に、町内の文化財や歴史資産について整理を進めるとともに、郷土への理解と郷土愛の醸成を図るため、文化財に関する情報発信に取り組みます。

### (2) 芸術・文化の振興

#### ① 芸術・文化活動の支援

芸術や文化に触れる機会とともに、住民自らが芸術・文化活動を実践する機会の充実を図ります。

### (3) 生涯スポーツの振興

#### ① スポーツ・レクリエーション活動の推進

各種スポーツ大会・教室の開催などを通じて、定期的にスポーツ活動に親しむ町民を増やすとともに、スポーツ振興を目的に活動しているスポーツ関係団体への支援を行います。

#### ② スポーツ施設の整備・維持管理

スポーツに取り組みやすい環境を町民に提供するため、スポーツ施設の整備・充実に努めるとともに、老朽化した施設・設備については、個別施設計画に基づき、計画的な対応を行います。また、策定済みの八幡山グラウンド整備に関する基本計画の見直しに取り組みます。